

雇 用 契 約 書 (毒劇物用)

令和6年 4月 1日

雇用者住 所 北九州市小倉北区大手町1ー1 北九マンションA棟101号室

氏 名 北九 花子 (北九)

被雇用者住所 北九州市小倉北区城内1番1号

氏 名 北九州市保健所株式会社 代表取締役 北九 太郎



雇用者（以下「甲」という。）と被雇用者（以下「乙」という。）は、次の条件により雇用契約を締結する。

- 1 甲は乙を甲の店舗の毒物及び劇物取締法に規定する毒物劇物取扱責任者とし、毒物及び劇物の取締等に従事させる。
- 1 乙は甲の店舗の毒物劇物取扱責任者として責任を持って甲の店舗を管理する。
- 1 乙は甲の店舗以外の場所において、いかなる業務にも従事しないものとする。
- 1 乙は甲の店舗において、毎日午前9時0分から午後6時0分まで勤務する。但し、（ 土・日・祝日 ）は休日とする。

1 甲は乙に対し、次の条件により賃金を支払う。

賃金形態	月給・日給・時間給・その他	賃金支払日	毎月20日・その他
基本給	250,000 円	賃金締切日	毎月20日・その他
手当 (定額)	10,000 円	備 考	
計	260,000 円		
通勤手当	5,000 円		

1 甲及び乙は、この契約の成立を証するため、記名捺印の上、各一通を所持する。